介護保険の保険者番号及び被保険者番号が記載された書類等をご提出いただく際のお願い

✓　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、介護保険の保険者番号および被保険者番号について、介護保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました（令和８年４月１日から施行）。政府の保障事業の損害調査業務では介護保険の保険者番号及び被保険者番号の利用が認められていませんので、保険者番号及び被保険者番号が記載されている書類等のうち、政府の保障事業の損害調査業務で必要とする書類等のご提出の際は、以下のご対応をお願いします。

ご提出書類へのご依頼内容

☞保険者番号及び被保険者番号が印字された書類をご提出いただく場合は、以下の例を参考に、保険者番号及び被保険者番号が印字された部分をマジックペンなどで黒塗りしてください。

○　適切な例

×　不適切な例

線　~~123456789012~~

薄い　123456789012

短い　~~[redacted]~~

塗り残り　~~[redacted]~~

✓　ご提出いただいた書類について、保険者番号及び被保険者番号の黒塗りが不十分な場合には、書類を受け付けた窓口において黒塗りします。

✓　ご提出を依頼する書類のうち、保険者番号及び被保険者等番号が印字されている可能性のある書類の例は以下のとおりです。なお、以下の書類以外でも、保険者番号及び被保険者番号が印字されている書類をご提出いただく場合は、同様に保険者番号及び被保険者番号の黒塗りをお願いします。

・介護保険被保険者証
・介護保険負担割合証
・請求書兼領収書
・サービス利用票・別表

旧氏を用いたご請求について

✓　住民票、マイナンバーカード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されました。これにより、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に併記し、公証することができるため、政府の保障事業においても、旧氏を用いたご請求が可能です。

なお、ご請求時に提出する交通事故証明書・診断書等の氏が現姓のみ記載されている場合には、本人確認書類のうち少なくとも１点は、「旧氏と現姓を併記した書類」としてください。

※本人確認書類については、「冊子①ご請求にあたり」３ページ参照